

安芸高田市有住宅（郡山住宅）入居要項

安芸高田市住宅政策課

■ **住宅の場所** 安芸高田市吉田町吉田 550 番地 1

■ **住宅名** 市有郡山住宅

■ **市有郡山住宅の概要**

【構造】 鉄筋コンクリート造 5階建

【建設年度】 昭和61年度

【間取り】 3DK（和室6畳2室、4.5畳1室、DK、浴室、洗面、トイレ）

面積 53.08 m²

2LDK ※下肢障害者向け住宅

（和室4.5畳1室、洋室6畳、LDK、浴室、洗面、トイレ）

面積 52.55 m²

■ **家賃等**

【家賃等】

（月額）

	1号棟・2号棟	3号棟（エレベーター棟）
5階	30,000円	38,000円
4階	33,000円	38,000円
3階	35,000円	38,000円
2階	36,000円	38,000円
1階	35,000円	35,000円

共益費	1,000円	3,000円
-----	--------	--------

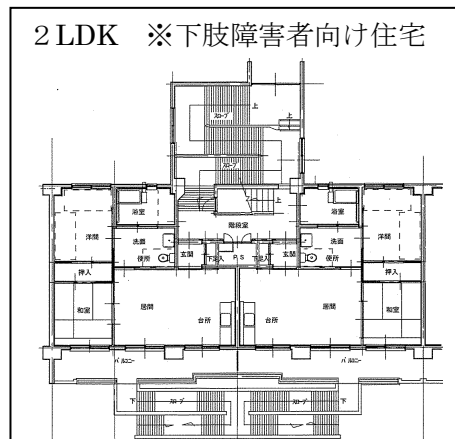
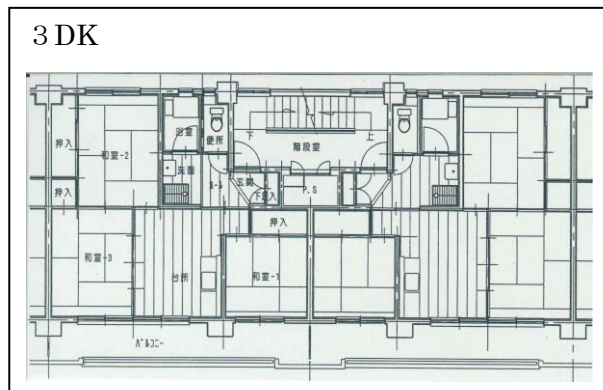
（1階は2,000円）

駐車場 使用料	敷地内	2,500円	2,500円
	敷地外	3,300円	3,300円

【敷金】

住宅使用料・駐車場使用料の2ヵ月分

■ **間取図**



■ 入居条件

1. 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 安芸高田市に定住しようとする方。
 - (2) 安芸高田市内の企業等で就労している, 又は就労が決定している方。
 - (3) 安芸高田市内で子育てをしようとする方
2. 現に同居し, 又は同居しようとする親族がある方。
ただし, 単身者が入居できると指定した住宅(甲田・常友)においてはその限りではない。
3. 現の住宅に困窮していることが明らかな方。
4. 独立した生計を営み, 申込者の年収(賞与及び利子所得等で継続的な収入を含む。)の12分の1の額が入居希望市有住宅の家賃と共益費を併せた額の3倍以上であること。
ただし, 所得の月額が487,000円を超える場合は除く。
5. 地方税等を滞納していないこと。
6. 入居者又は同居しようとする方が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■ 入居決定

- 申込件数が, 空家戸数を超えた場合は抽選を行いません。
- ただし, 安芸高田市の定住施策, 子育て支援の施策から, 「安芸高田市有住宅条例」に基づき優先順位により入居決定することもあります。

■ その他

- ・ 住宅内で犬・猫等のペットを飼育することはできません。
- ・ 定期借家契約(貸与期間2年以内)を行いません。

■ 入居申込書類(別紙)

- ・ 安芸高田市有住宅入居申込書(様式第1号)
- ・ 入居資格調査承諾書(別記様式6)
- ・ 住民票の写し(世帯全員・本籍地, 続柄の記載のあるもの)
- ・ 所得証明書(世帯全員)
- ・ 市町村民税納税証明書(世帯全員)
- ・ 保険証の写し(世帯全員)

※その他入居の要件により, 関係書類を求める場合があります

■ 申込先・問い合わせ先

安芸高田市地域振興事業団(土・日・祝日を除く)

広島県安芸高田市吉田町吉田 269-4

TEL (0826) 42-4282(直通)